

○岐阜協立大学グレードポイントアベレージに関する取り扱い規程

(制定 2011年4月1日)

(目的)

第1条 学生の学習意欲を高めるとともに、適切な学修指導に資することを目的として、岐阜協立大学（以下「本学」という）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という）を算出する制度を定める。

(定義)

第2条 この規程において「GPA」とは、各授業科目の成績得点（満点を100点、合格最低点を60点とした尺度）について、次の式により求めた値（グレードポイント。以下「GP」という）を付与して算出する履修科目の成績平均値をいう。

$$GP = (\text{得点} - 52) / 10 \quad (\text{ただし、成績得点} < 60 = 0.0 \text{とする})$$

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象科目は、卒業要件に算出される全ての科目であり、次の各号に掲げるものとする。ただし、本学以外で修得した単位および資格取得による単位認定を除く。

- (1) 単位が認定された科目
- (2) 不合格（評語＝D）となった科目
- (3) 履修を届け出たが、定期テストを欠席（評語＝K）した、もしくは、定期テストの受験資格なし等（評語＝S）に該当して、単位認定がされなかった科目

(GPAの算出方法)

第4条 GPAの算出方法は次の通りとする。

学期GPA＝（当該学期の履修科目のGP×当該科目の単位数）の総和／当該学期の履修総単位数

年度GPA＝（当該年度の履修科目のGP×当該科目の単位数）の総和／当該年度の履修総単位数

累積GPA＝（全在学期間の履修科目のGP×当該科目の単位数）の総和／全在学期間の履修総単位数

(履修取り消し)

第5条 講義開始後、受講登録済みの科目について、所定の期間内に手続きを行うことにより、登録の取り消しができる。この科目については、GPAの対象としない。

(GPAの通知)

第6条 GPAの学生への通知は、成績表にGPAを表示することにより行う。

(評語と成績得点)

第7条 評語でなされた成績評価をG Pに換算する場合は、成績の評語を、次の成績得点に読み替える。

評語	評価内容	成績得点
A A	到達目標をほぼ完全に達成している	95
A	到達目標を相応に達成している	85
B	到達目標を相応に達成しているが、不十分な点がある	75
C	到達目標の最低限は満たしている	65
D	到達目標の最低限を満たしていない	—

(退学勧告)

第8条 直前の学期のGPAが4期連続して1.0未満の場合、演習指導教員による面談で「警告」を行い、「警告」を受けた直後の学期のGPAが1.0未満となった場合、演習指導教員と学部長の面談で「退学勧告」を行う。なお、休学や健康上の理由等から、やむを得ず GPA の数値基準を満たすことができなかった場合は、上記の期から除外する。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、教務課が担当する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。なお、2011年度入学生より適用する。

附 則 (大学名称変更)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。